

自転車の交通ルール ハンドブック



交通企画課
公式マスコットキャラクター

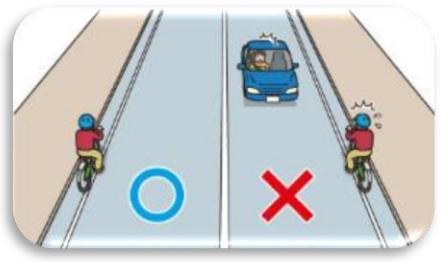


交通企画課
公式マスコットキャラクター

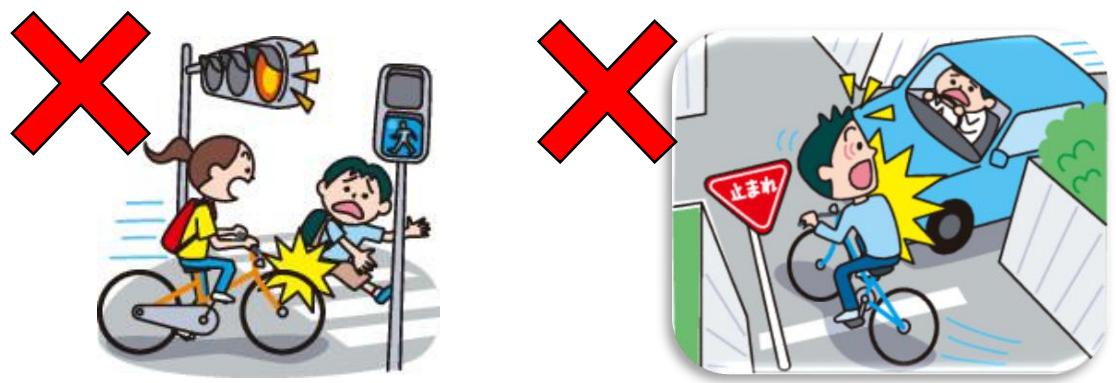
兵庫県警察本部

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



自転車運転者講習制度

危険な違反行為を繰り返すと講習を受けなければいけません。



講習の対象となる交通違反（危険行為15項目）

- ①信号無視
- ②通行禁止違反（歩行者用道路を通行するなど）
- ③路側帯通行時の歩行者の通行妨害（歩行者を妨げる速度で進行するなど）
- ④歩行者用道路における車両の義務違反（「軽車両を除く」等、規制の対象となっていない場合で通行する際に徐行しないなど）
- ⑤通行区分違反（車道の右側を通行するなど）
- ⑥遮断踏切立ち入り（警報が鳴っている踏切に進入するなど）
- ⑧交差点優先車妨害等（交差点右折時に直進車等を妨害するなど）
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等（徐行せずに環状交差点に進入するなど）
- ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反（車道寄りを通行しないなど）
- ⑫制動装置不良自転車運転（ブレーキが無い・効かない自転車を運転した）
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反（脇見運転をするなど）
- ⑮妨害運転（通行妨害を目的に幅寄せや急ブレーキなどをする）

自転車損害賠償保険への加入

加害事故で高額な損害賠償に

高額賠償事例

9,520万円	神戸地裁	2013年
9,266万円	東京地裁	2008年
6,779万円	東京地裁	2003年



兵庫県では、自転車利用者に自転車損害賠償保険等への加入が、条例で義務付けられています。

自転車保険の例

- 自動車保険や障害保険等の特約
- PTAの保険（学校等が窓口となる保険）
- ひょうごの県民自転車保険
- TSマーク付帯保険（自転車の車体に付帯した保険）

自転車の点検整備

ブレーキの調子が悪いなど整備されていない自転車は、大変危険ですので、日頃からしっかり点検をしましょう。

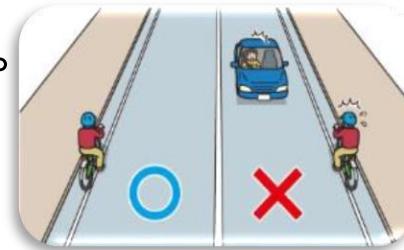
点検キーワードの一例

- ブレーキの効き具合と左右の違い
 タイヤの空気圧、溝、パンクの有無
 ハンドルは前輪と直角に固定されているか
 車体の点検
- ・サドルの高さは適正で固定されているか
 - ・ペダル・チェーンは適切に設置されているか
 - ・ライトが点くか
 - ・尾灯や反射材が装着されているか
- ベルは確実に鳴るか



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車道の左端を走行します。
右側通行は交通違反です！



例外として
普通自転車は歩道を通行できる場合があります。
普通自転車・・・車体の大きさ、構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車のことをいいます。

①道路標識で歩道を通行できるとされている場合



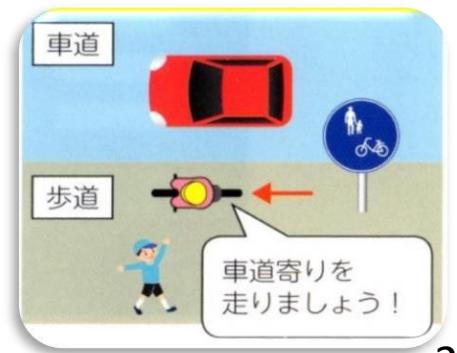
②運転者が
13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
体の不自由な人
の場合



③車道で工事をしていたり、道幅が狭く、車も多い等、車道が危険な場合

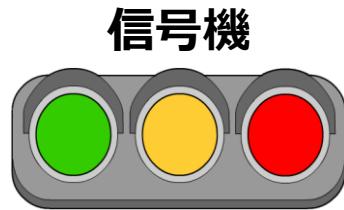


ただし歩道では
すぐに停止できる速度で通行
歩行者の通行を妨げる場合は
一時停止
しなければいけません！



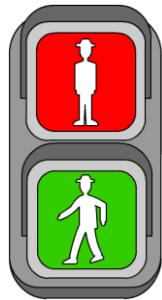
2 交差点では 信号と一時停止を守って、安全確認

信号を守る



信号は必ず確認し、**従う義務**があります。

歩行者用信号機



横断歩道を通行する場合は歩行者用信号機に従わなければいけません。

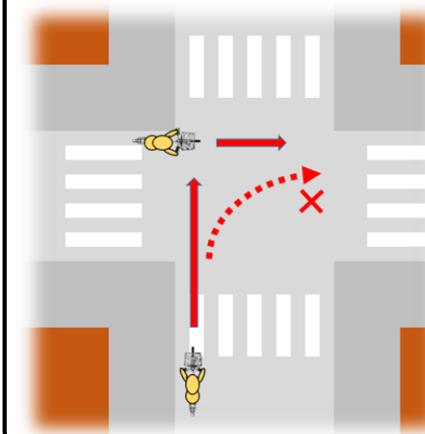
歩行者・自転車専用信号機



歩行者・自転車専用信号機があるところでは、**車道、歩道のいずれを通行**している場合でもこれに従って通行しなければいけません。

交差点の右折方法

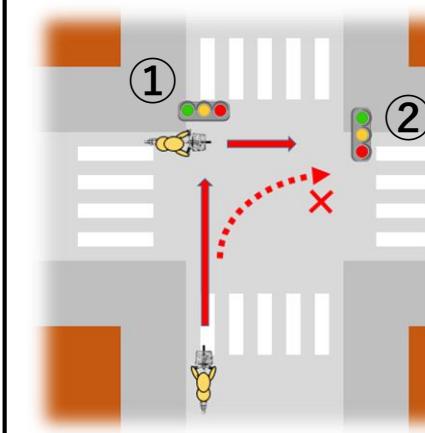
信号機がない場合



信号機がない交差点では、道路の**左側端に寄って**、交差点の内側を**大回りに右折**しなければいけません。

※イラストの点線のように内回りで右折をしてはいけません。

信号機がある場合



①の信号で直進し、右に向きを変え、②の信号が青になってから進まなければいけません。

※イラストの点線のように内回りで右折をしてはいけません。

スマートフォンや傘等を使用しながらの**運転**や安全な運転に支障となる状態で**ヘッドフォン等**を使用した**運転**の禁止



耳を塞いでいなくても、周囲の音が聞き取れない大音量で音楽等を聞きながら運転してはいけません。



二人乗りの禁止

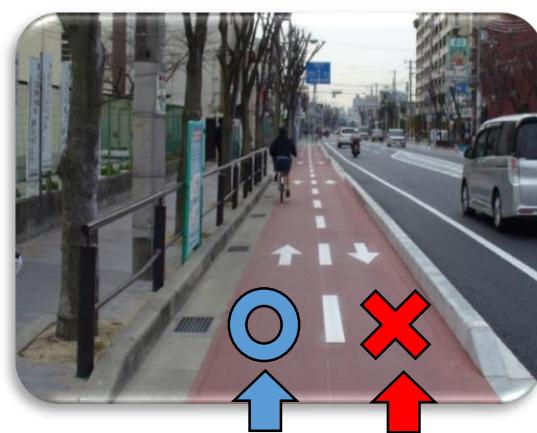


並進の禁止



他に守るべきルール

自転車道が設けられている場合



左側を通行

縁石や柵で区切られ、赤みを帯びた茶色で舗装されている道路を自転車道といいます。このような場所では、自転車道を通行しなければいけません。自転車道の中は、対面通行になっていますので、左側を通行してください。

通行帯が設けられている場合

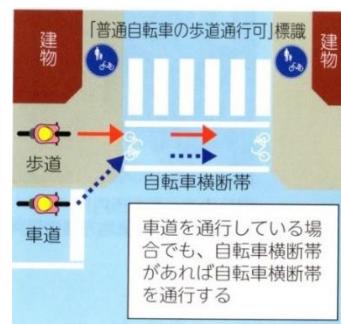
車道の左端が青色で舗装されている部分を普通自転車専用通行帯といいます。このような場所では、普通自転車専用通行帯を通行しなければいけません。



普通自転車専用通行帯の標識

自転車横断帯が設けられている場合

交差点に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければいけません。



交差点での一時停止と安全確認

「止まれ」の標識に従い必ず一時停止をしなければいけません。



交差点では、他の車両や歩行者に注意して、安全に進行しなければいけません。



見通しの悪い交差点では、一時停止の標識が無くても、すぐに停止できる速度で進行しなければいけません。



3 夜間はライトを点灯

無灯火では安全確認が十分にできません。
車や歩行者からも見えにくく危険です。
(車輪の側面に反射材も取り付けましょう。)



4 飲酒運転は禁止

年齢や免許の有無に関係なく飲酒運転は禁止です。

※お酒は20歳になってからです。



5 ヘルメットを着用

自転車事故の致命傷は頭部の損傷
が大半を占めています。



すべての人が、命を守る
ヘルメットの着用を心がけましょう！

次のページからは、他の守るべきルールや
知っておくべきことをまとめています。

自転車道や専用通行帯の通行方法

交差点の右折方法

運転中に禁止されていること

自転車損害賠償保険

点検整備

自転車運転者講習制度

